◎新潟県告示第1364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、燕市の一部を受益地域とする県営小中川地区区画整理（経営体育成基盤整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月13日

新潟県新潟地域振興局長

１　縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

２　縦覧に供する期間

平成24年11月14日から平成24年12月12日まで

３　縦覧に供する場所

燕市役所分水庁舎

４　その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。